

平成23年度 動物愛護管理事業の状況

資料 1

事業名	実施結果				
飼い犬等のしつけ方教室	事業の目的	犬やねこの飼い主にしつけの方法や飼養管理に関する知識等を習得させることにより、人と動物の共生の推進を図る。			
	事業の概要	県内各保健福祉事務所(保健所)において、飼い犬の生理、習性、適正飼養等に関する学科講習及びデモ型、個別指導型等の実技講習を併せて開催し、人と動物の共生のために必要な知識及び技術の普及啓発を図った。			
	指標の設定	①活動指標：しつけ方教室の開催回数 ②活動指標：しつけ方教室の受講者数			
		基準値	23目標値	23実績	評価
	①活動指標	56回	60回	31回	X
	②活動指標	656名	700名	423名	X
	実績の詳細及び今後の方向性 飼い犬の適正飼養の推進のため、県北(学科講習0回、実技講習0回)、県中(学科講習3回、実技講習2回)、県南(学科講習1回、実技講習2回)、会津(学科講習1回、実技講習1回)、南会津(学科講習1回、実技講習1回)、相双(学科講習0回、実技講習0回)、郡山市(学科講習9回、実技講習4回)、いわき市(学科講習3回、実技講習3回)保健福祉事務所(保健所)において、飼い犬等のしつけ方教室を開催した。				
	施策の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 24年度もそのまま継続 <input type="checkbox"/> 内容を変更して継続 <input type="checkbox"/> 23年度で終了			
動物愛護管理強化対策事業	事業の目的	無登録、未注射犬の一掃及び放置犬等の一掃を重点的に行い、安全で安心できる生活環境の確保を図る。			
	事業の概要	10月15日から11月14までの期間に、集中的に動物の愛護及び動物の適正飼養についての広報を行うとともに、無登録・未注射犬及び放置犬の一掃並びに動物取扱業者への立ち入り指導を併せて実施した。			
	指標の設定	①活動指標：狂犬病予防注射実施率 ②活動指標：犬の捕獲頭数 ③活動指標：犬苦情処理件数			
		基準値	23目標値	23実績	評価
	①活動指標	77.7%	100%	68.2%	X
	②活動指標	2,229頭	1,750頭以下	1,295頭	X
	③活動指標	3,521件	2,850件以下	2,398件	X
	実績の詳細及び今後の方向性 東日本大震災に伴う原発災害等の影響により、狂犬病予防注射実施率は低下。また、同影響により犬の捕獲頭数や苦情等も減少した。なお、狂犬病予防注射の実施率は依然として低いままであるため、引き続き同様事業を継続していくこととした。				
	施策の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 24年度もそのまま継続 <input type="checkbox"/> 内容を変更して継続 <input type="checkbox"/> 23年度で終了			

平成23年度 動物愛護管理事業の状況

資料 1

事業名	実施結果				
飼い犬等のしつけ方教室	事業の目的	犬やねこの飼い主にしつけの方法や飼養管理に関する知識等を習得させることにより、人と動物の共生の推進を図る。			
	事業の概要	県内各保健福祉事務所(保健所)において、飼い犬の生理、習性、適正飼養等に関する学科講習及びデモ型、個別指導型等の実技講習を併せて開催し、人と動物の共生のために必要な知識及び技術の普及啓発を図った。			
	指標の設定	①活動指標: しつけ方教室の開催回数 ②活動指標: しつけ方教室の受講者数			
		基準値	23 目標値	23 実績	評価
	①活動指標	56回	60回	31回	X
	②活動指標	656名	700名	423名	X
	実績の詳細及び今後の方向性 飼い犬の適正飼養の推進のため、県北(学科講習0回、実技講習0回)、県中(学科講習3回、実技講習2回)、県南(学科講習1回、実技講習2回)、会津(学科講習1回、実技講習1回)、南会津(学科講習1回、実技講習1回)、相双(学科講習0回、実技講習0回)、郡山市(学科講習9回、実技講習4回)、いわき市(学科講習3回、実技講習3回)保健福祉事務所(保健所)において、飼い犬等のしつけ方教室を開催した。				
	施策の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 24年度もそのまま継続 <input type="checkbox"/> 内容を変更して継続 <input type="checkbox"/> 23年度で終了			
動物愛護管理強化対策事業	事業の目的	無登録、未注射犬の一掃及び放置犬等の一掃を重点的に行い、安全で安心できる生活環境の確保を図る。			
	事業の概要	10月15日から11月14日までの期間に、集中的に動物の愛護及び動物の適正飼養についての広報を行うとともに、無登録・未注射犬及び放置犬の一掃並びに動物取扱業者への立ち入り指導を併せて実施する。			
	指標の設定	①活動指標: 狂犬病予防注射実施率 ②活動指標: 犬の捕獲頭数 ③活動指標: 犬苦情処理件数			
		基準値	23 目標値	23 実績	評価
	①活動指標	77.7%	100%	68.2%	X
	②活動指標	2,229頭	1,750頭以下	1,295頭	X
	③活動指標	3,521件	2,850件以下	2,398件	X
	実績の詳細及び今後の方向性 東日本大震災に伴う原発災害等の影響により、狂犬病予防注射実施率は低下。また、同影響により犬の捕獲頭数や苦情等も減少した。なお、狂犬病予防注射の実施率は依然として低いままであるため、引き続き同様事業を継続していくこととした。				
	施策の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 24年度もそのまま継続 <input type="checkbox"/> 内容を変更して継続 <input type="checkbox"/> 23年度で終了			

平成23年度 動物愛護管理事業の状況

資料 1

事業名	実施結果					
犬及びねこの引き取り事業	事業の目的	動物愛護法に基づき、犬及びねこについて飼養が困難となった者から引取りを行う。				
	事業の概要	動物の愛護及び管理に関する法律に基づく犬及びねこの引取り。				
	指標の設定	①活動指標： 犬引取り頭数				
		②活動指標： ねこ引取り頭数				
		基準値	23 目標値	23 実績	評価	
	①活動指標	944頭	660頭以下	633頭		X
	②活動指標	4,031匹	2,800匹以下	3,131匹		X
	実績の詳細及び今後の方向性 東日本大震災に伴う原発災害等の影響により減少。 法律に定められた規定であるため事業継続。					
	施策の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 24年度もそのまま継続 <input type="checkbox"/> 内容を変更して継続 <input type="checkbox"/> 23年度で終了				
犬及びねこの譲渡事業	事業の目的	収容動物を希望者に譲渡し処分数を減少させる。				
	事業の概要	犬及びねこの譲渡要領に基づき適正に譲渡事業を推進した。				
	指標の設定	①活動指標： 犬の譲渡数				
		②活動指標： ねこの譲渡数				
		基準値	23 目標値	23 実績	評価	
	①活動指標	179頭	220頭	468頭		X
	②活動指標	17匹	60匹	331匹		X
	実績の詳細及び今後の方向性 23実績内訳：県北(犬-99、ねこ-56)、県中(犬-83、ねこ-13)、県南(犬-67、ねこ-23)、会津(犬-19、ねこ-10)、南会津(実績無し)、相双(実績無し)、郡山市(犬-113、ねこ-197)、いわき市(犬-87、ねこ-32)					
	施策の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 24年度もそのまま継続 <input type="checkbox"/> 内容を変更して継続 <input type="checkbox"/> 23年度で終了				

平成23年度 動物愛護管理事業の状況

資料 1

事業名	実施結果				
動物愛護ボランティア養成講習会	事業の目的	地域における動物の愛護と適正飼養等を普及啓発するボランティアを養成し、人と動物の共生の推進を図る。			
	事業の概要	動物愛護推進ボランティアを養成するための基礎講習会を開催する。			
	指標の設定	①活動指標： 講習会開催回数 ②活動指標： 受講者数			
		基準値	23 目標値	23 実績	評価
	①活動指標	3回	6回	X	X
	②活動指標	19名	30名	X	X
	実績の詳細及び今後の方向性 東日本大震災の影響により事業を中止した。 引き続き広報等を強化しながら当該事業を実施していくが、需要と供給のバランスを見極めながら事業の方向性及び継続性等について検討していく必要がある。				
	施策の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 24年度もそのまま継続 <input type="checkbox"/> 内容を変更して継続 <input type="checkbox"/> 23年度で終了			
動物愛護ボランティア登録	事業の目的	ボランティアとの連携を図るため、ボランティアの登録を推進する。			
	事業の概要	動物愛護推進ボランティア育成講習会受講者に対し、県で行う動物愛護推進事業及び行政との協働についての説明を行い登録者を募る。			
	指標の設定	①活動指標： 登録者数			
		基準値	23 目標値	23 実績	評価
	①活動指標	11名	22名	X	X
	実績の詳細及び今後の方向性 東日本大震災の影響により事業を中止したため登録者無し。 引き続き講習会時に協働事業の説明を行っていくが、一方的な施策とならないよう需要と供給のバランスを見極めながら事業の方向性及び継続性等について検討していく必要がある。				
	施策の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 24年度もそのまま継続 <input type="checkbox"/> 内容を変更して継続 <input type="checkbox"/> 23年度で終了			

平成23年度 動物愛護管理事業の状況

資料 1

事業名	実施結果					
小学校への獣医師派遣事業	事業の目的	児童期からの動物愛護教育の充実を図る。				
	事業の概要	保健福祉事務所の職員を小学校に派遣し、学校で飼育している動物の飼育相談や実際に動物を活用した触れ合い体験学習等(座学及び触れ合い)を実施した。				
	指標の設定	①活動指標： 開催回数				
		②活動指標： 受講者数				
		基準値	23 目標値	23 実績	評価	
	①活動指標	56回	60回	37回		X
	②活動指標	2, 571名	2, 700名	1, 337名		X
	実績の詳細及び今後の方向性 東日本大震災の影響により事業規模を縮小した。 児童期からの動物愛護教育は生命尊重や友愛の気風を醸成するうえで大変重要であることから、今後も引き続き当該事業を継続していく。					
	施策の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 24年度もそのまま継続 <input type="checkbox"/> 内容を変更して継続 <input type="checkbox"/> 23年度で終了				
動物取扱業者に対する監視指導	事業の目的	動物取扱業者に対する監視指導を実施し、展示動物等の健康及び安全の保持並びに周辺の生活環境の保全を図る。				
	事業の概要	動物愛護管理対策強化期間を設け動物取扱業者に対する立入指導を実施する。				
	指標の設定	①活動指標： 監視率				
			基準値	23 目標値	23 実績	評価
	①活動指標	100%	100%	49. 5%		X
	実績の詳細及び今後の方向性 東日本大震災の影響により低下。 23実績内訳: 対象施設-444施設、延立入施設-220施設 引き続き動物取扱業者に対する立入指導を実施し、動物の愛護と適正管理の普及啓発を図る。					
	施策の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 24年度もそのまま継続 <input type="checkbox"/> 内容を変更して継続 <input type="checkbox"/> 23年度で終了				

平成23年度 動物愛護管理事業の状況

資料 1

事業名	実施結果				
特定動物飼養者に対する監視指導	事業の目的	特定動物飼養者に対する監視指導を実施し、展示動物等の健康及び安全の保持並びに周辺の生活環境の保全を図る。			
	事業の概要	定期的な施設の立入検査を実施した。			
	指標の設定	①活動指標： 監視率			
		基準値	23目標値	23実績	評価
	①活動指標	100%	100%	196.5%	X
	実績の詳細及び今後の方向性 23実績内訳：対象施設-86施設、延監視施設-169施設 引き続き特定動物飼養施設に対する立入検査を実施し、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図る。				
	施策の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 24年度もそのまま継続 <input type="checkbox"/> 内容を変更して継続 <input type="checkbox"/> 23年度で終了			
	事業の目的	動物取扱責任者を対象とした研修会を開催し、動物取扱業者全体の資質向上を図る。			
	事業の概要	動物取扱責任者を対象に動物愛護法や業務の実施に関する項目等についての研修会を実施した。			
	指標の設定	①活動指標： 開催回数 ②活動指標： 受講率			
動物取扱責任者研修事業		基準値	23目標値	23実績	評価
	①活動指標	8回	8回以上	8回以上	X
	②活動指標	72%	100%	88.4%	X
	実績の詳細及び今後の方向性 法律に定められた規定であるため事業継続。				
	施策の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 24年度もそのまま継続 <input type="checkbox"/> 内容を変更して継続 <input type="checkbox"/> 23年度で終了			

資料 2

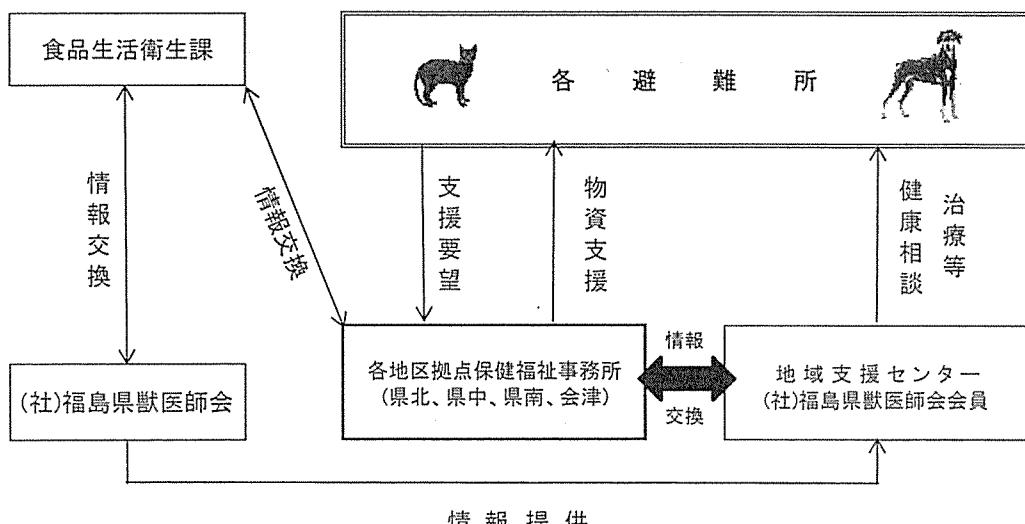
1 警戒区域内の被災ペットの保護の状況について

(1) 震災発生以降の経緯

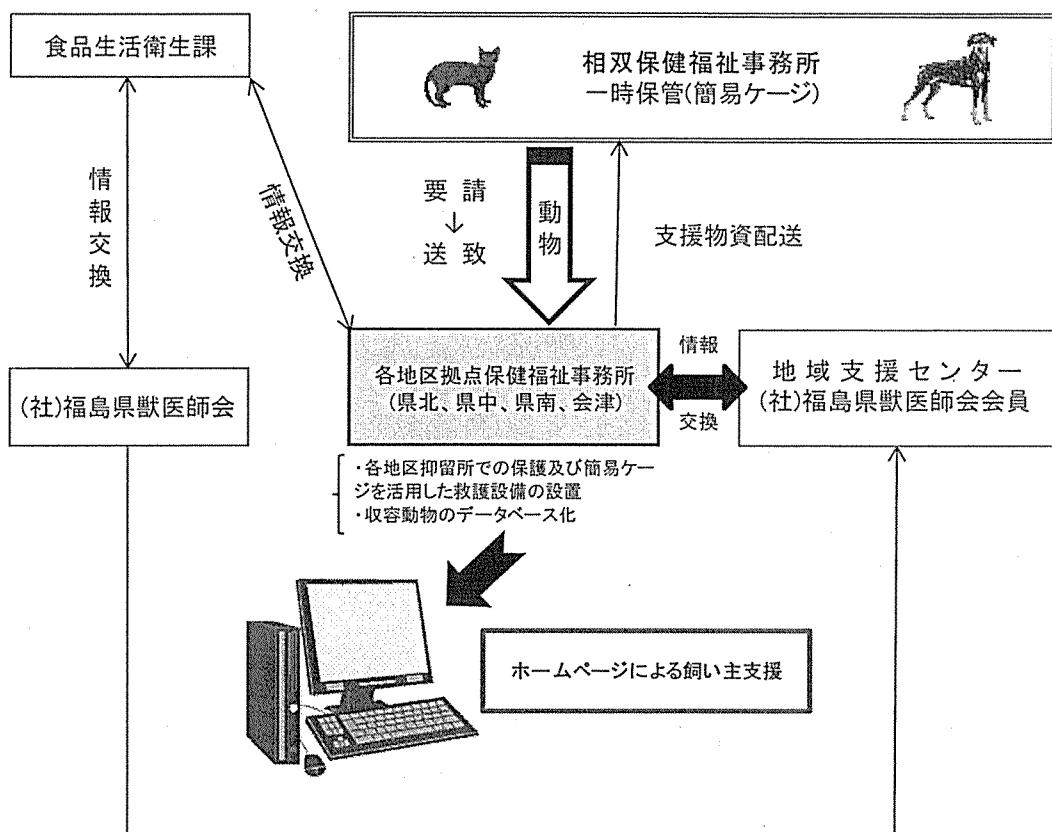
3月11日	14:46 → 東日本大震災発生M9.0～大津波襲来 19:03 → 原子力非常事態宣言
3月12日	15:36 → 第一原発1号機水素爆発 18:25 → 半径20km以内の住民に避難指示
3月14日	11:01 → 第一原発3号機水素爆発 (付近線量400ミリシーベルト)
3月15日	6:10 → 第一原発2号機内で爆発 (付近線量30ミリシーベルト) 6:14 → 第一原発4号機内で火災及び爆発 (付近線量400ミリシーベルト)
	11:00 → 原発正門前線量11.93ミリシーベルト 半径20～30km圏内13万6千人に屋内退避指示
3月17日	第一原発上空90mで87.7ミリシーベルト
3月18日	第一原発3号機付近で150ミリシーベルト
3月24日	作業員3人被爆 → 170～180ミリシーベルトの被爆
3月25日	半径20～30kmの住民に自主避難指示
3月26日	第一原発2号機建屋水面線量で1シーベルト
4月11日	計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定
4月22日	半径20km圏を警戒区域指定

(2) 初期対応

○ 避難所における動物保護対策

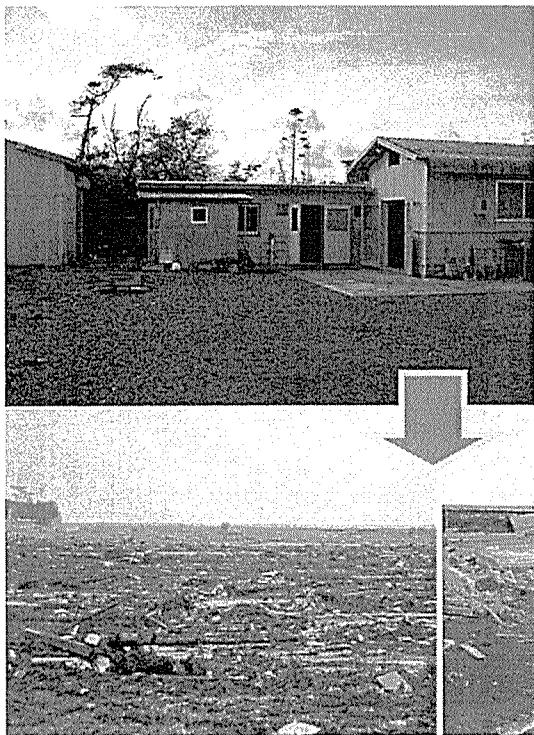


○ 相双保健福祉事務所管内における保護、引取り動物対策



情報提供(各参加病院で治療及び一時保護)

○相双地区犬・ねこ保護管理センターの状況



○緊急応急的施設



(3) 警戒区域内の保護活動

- ア 調査保護（福島県の独自調査：平成23年4月28日～5月2日）
・福島県が、警戒区域内のペットの状況について実態調査を実施。
・当該期間(4/28～5/2)の保護実績は、犬27頭、猫2頭の計29頭。
- イ 一時立入一巡回（住民の一時立入(一巡回)：平成23年5月10日～8月26日）
・住民の一時立入りと連動して、環境省と福島県が連携しながら、緊急災害時動物救援本部の協力を得て、ペットの保護回収を実施。
・当該期間(5/10～8/26)の保護実績は、犬300頭、猫191頭の計491頭。

＜動員数＞

- ・福島県職員：387名(延べ)
- ・他自治体職員：72名(下表のとおり)

派遣自治体	派遣期間	延べ日数	派遣者数
東京都	5月21日～24日	16日間	14名
	7月8日～13日		
	7月13日～18日		
兵庫県	6月14日～18日	59日間	28名
	6月26日～8月23日		
栃木県	7月5日～8日	8日間	4名
	7月29日～8月1日		
長野県	7月13日～17日	10日間	6名
	7月29日～8月2日		
名古屋市	7月20日～26日	7日間	4名
神奈川県	7月21日～26日	6日間	4名
川崎市	7月31日～8月6日	18日間	3名
	8月7日～13日		
群馬県	7月31日～8月5日	6日間	1名
静岡県	8月1日～5日	5日間	4名
山梨県	8月5日～10日	6日間	1名
茨城県	8月6日～9日	4日間	3名

・その他

環境省からの要請を受け、(社)日本獣医師会等は154名の獣医師を推薦。
環境省自然環境局長が推薦者の中から、動物救護専門員を委嘱し警戒区域内の被災ペットの保護・回収作業等の協力を実施。
(県内獣医師：8名、県外獣医師：12名)

○一時立入一巡目のけい留保護



ウ 一時立入一巡目以降

a 先行調査

- ・期間：平成23年8月31日(水)～10月23日(日)
- ・実施地域：南相馬市、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び田村市の7市町
- ・対応日数及び従事者数
26日間、延べ87名（うち、市町村職員延べ6名（南相馬市・楢葉町））
- ・当該期間(8/31～10/23)の保護実績は、犬16頭、猫15頭の計31頭。

b 一斉保護

- ・期間：平成23年10月24日(月)～11月18日(金)
- ・実施地域：南相馬市、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村の8市町
- ・従事者数：①福島県職員－85名(延べ)、②他自治体職員－129名(延べ)
- ・当該期間(10/24～11/18)の保護実績は、犬42頭、猫20頭の計62頭。

c 定期立入による保護

- ・期間：平成23年11月19日(土)～平成24年12月31日(月)
- ・実施地域：南相馬市、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村の8市町
- ・当該期間(11/19～24/12/31)の保護実績は、犬49頭、猫4頭。

d 集中保護第1回（捕獲器と誘引餌による保護）

- ・期間：平成24年3月1日(木)～3月19日(月)
- ・実施地域：南相馬市、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町の6市町
- ・当該期間(3/1～19)の保護実績は、犬13頭、猫93頭。
- ・協力自治体：栃木県、滋賀県、愛媛県、川崎市、東京都、静岡県、京都府、鳥取県、青森市、横浜市、神奈川県、徳島県の計12都府県市

e 集中保護第2回（捕獲器と誘引餌による保護）

- ・期間：平成24年9月7日(金)～10月2日(火)
- ・実施地域：富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町の4町
- ・当該期間(9/7～10/2)の保護実績は、犬1頭、猫131頭。

f 集中保護第3回（捕獲器と誘引餌による保護）

- ・期間：平成24年12月3日(月)～12月21日(金)
- ・実施地域：富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町の4町
- ・当該期間(12/3～12/21)の保護実績は、犬3頭、猫85頭。

※ これまでに行政が警戒区域から保護したペットは、平成23年4月28日から平成24年12月末日までに犬451頭、猫541頭の計992頭。

工 一時立入3巡目の実施に伴う被災ペットの持ち出し

- ・平成24年1月29日から始まった3巡目の住民の一時立入に伴い、住民自らペットを持ち出すことが可能となった。(実績：犬2、猫6)

才 一時立入4巡目の実施に伴う被災ペットの持ち出し

- ・3巡目同様、4巡目（平成24年5月19日から開始）の住民の一時立入においても、住民自らがペットを持ち出すことが可能となった。(実績：猫1)

力 一時立入5巡目の実施に伴う被災ペットの持ち出し

- ・4巡目同様、5巡目（平成24年8月25日から開始）の住民の一時立入においても、住民自らがペットを持ち出すことが可能となった。(実績：無)

(4) その他（民間団体による保護の実施）

- ・環境省及び福島県が民間団体による被災ペットの保護を目的として警戒区域内の立入基準等を定めたがドライ（適用期間：平成23年12月5日～27日）を作成。
- ・民間団体（計16団体）が公益立入の許可を得て、保護依頼を受けた犬及び猫等の保護を実施。
- ・この活動により、犬ー34頭、猫ー298頭が保護された。

2 警戒区域内に取り残されている犬及びねこの現状等について

(1) 飯舘村における計画的避難区域の見直しに伴う対応

区 域	住民の対応	行政の対応
避難指示解除準備区域	ペットの飼い主が通いで管理する。	飯舘村：適正飼養に関する広報を実施
居 住 制 限 区 域	//	相双保健所：不適正な飼養管理が増加してきたことから、区域見直し前（長泥地区）
帰 還 困 難 区 域	ペットの飼い主がそれぞれ愛護団体等に一時預かりを依頼する。	・後に当該地区の巡回指導を実施

3 被災ペットの社会生活復帰への支援について

(1) 譲渡事業の実施

- ・次の経過期間を過ぎた被災ペットについて、随時新たな飼い主を募集し譲渡を進

めている。

- (ア) 飼い主が不明な被災動物：ホームページによる1ヶ月の公開期間を過ぎたもの
- (イ) 飼い主が判明している被災動物：所有権放棄届が提出された時点

(2) ホストファミリー制度の導入

- ・東日本大震災に伴い被災し、未だ飼い主の元で暮らすことのできない犬やねこに、飼い主に引き取られるまでの間の一定期間、安住できる新たな生活基盤を付与することにより、長期に亘る放浪生活等で衰弱した被災動物の心体を介護し、再び人間社会の中で共存していくことができるよう社会化馴致するため、被災動物救護支援家族（ホストファミリー）制度を導入した。

1 動物の愛護及び管理に関する法律の改正の概要について

(1) 動物取扱業の更なる適正化

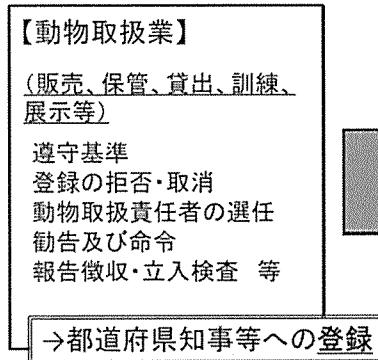
- 特に幼齢の犬猫の扱いを中心に、依然として不適正飼養が見られることから、
・ 犬猫等販売業者に対し、犬猫等健康安全計画の提出、飼養状況の報告を義務付けた。
- ネット販売等において多数のトラブルが発生していることを受け、購入時の現物確認及び対面説明を義務付けた。
- 現在規制対象ではない非営利の動物取扱についても、飼養施設を有し一定頭数を飼養する場合届出対象にした。

(2) 終生飼養の徹底

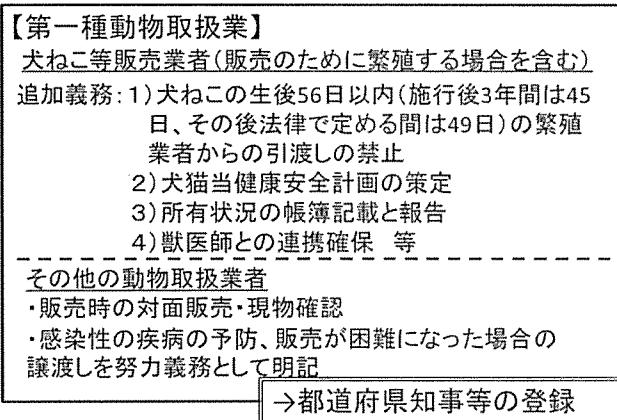
- 所有者の責務に終生飼養を追加した。
- 動物取扱業者の責務に販売が困難になった動物の終生飼養の確保を明記するとともに、犬猫等販売業者に対し、その扱いについて犬猫等健康安全計画での提出を義務付けた。
- 都道府県等による犬猫の引取り義務について、終生飼養の原則に反する場合に引取りを拒否できる旨明記した。

動物取扱業の主な改正点

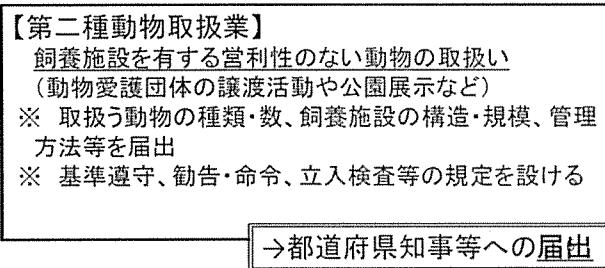
<現状>



<改正後>



新設



(3) 多頭飼育の適正化

- 多頭飼育者に対する届出制度について、条例に基づき講じる事ができる施策として明記した。

※現状でも条例で対応可能であるが、一般の飼い主における犬猫等の多頭飼育に起因する問題を解決する手段として、より積極的に明記したもの

- 悪臭等周辺の生活環境が損なわれている場合だけでなく、多頭飼育を要因とする「虐待のおそれがある場合」についても、勧告・命令の対象となった。

(4) 災害対応について

- 災害時における動物の適正な飼養及び保管に関する施策を、動物愛護管理推進計画において定める事項に追加。
- 動物愛護推進員の活動として、災害時における動物の避難、保護等に対する協力を追加。

資料 4

1 動物愛護法の改正に伴う福島県の対応等について

(1) 多頭飼育の適正化

- 福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例の改正について検討する。

《参考》 多頭飼育の届出を条例で規定している県の状況

自治体	条例名	策定年月日
茨城県	茨城県動物の愛護及び管理に関する条例	昭54.6.1(平18年改正)
山梨県	山梨県動物の愛護及び管理に関する条例	平15.4.1(平21年改正)
長野県	動物の愛護及び管理に関する条例	平21.10.1
滋賀県	滋賀県動物の保護および管理に関する条例	平6.10.1(平21年改正)
佐賀県	佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例	平20.7.1(平21年改正)

(2) 災害対応

- 福島県動物愛護管理推進計画及び災害時における動物（ペット）の救護対策マニュアルの見直しについて検討する。

《参考》 福島県動物愛護管理推進計画抜粋

施策等の方向

(4) 災害発生時の救護対策

災害発生時において、被災者の負担軽減と被災動物の福祉の向上を図るため、保護収容及び餌の確保並びに関係団体との連携等を推進する。